

募 集 要 項

航空自衛隊静浜基地

1 概要

航空自衛隊静浜基地において、隊員の福利厚生向上を図るため、売店等の経営を行う業者を以下の諸条件により募集する。

2 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数

ア 物品販売店	1 店舗 (73.01 m ²)	厚生センター 1 階
イ 理容店	1 店舗 (38.74 m ²)	厚生センター 2 階
ウ クリーニング取扱店	1 店舗 (8.8 m ²)	厚生センター 1 階

(3) その他

別添仕様書のとおり

3 応募手続き等

(1) 提出書類一覧

提出書類の名称	備考
1 申請書 (別紙様式第1)	
2 企画提案書 (別紙様式第2)	付紙様式
3 業務確約書 (別紙様式第3)	
4 誓約書 (別紙様式第4)	静浜基地司令宛
5 誓約書 (別紙様式第5) 役員等名簿 (別紙様式第6)	南関東防衛局長宛
6 登記事項証明書	
7 未納税額のないことを証明する納税証明書	個人「その3の2」 法人「その3の3」
8 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し	該当する場合

※注1 全省庁統一資格の保有法人等については、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することで、書類6と7の提出を省略できる。

※注2 公的機関が発行する書類については、受付日から3ヶ月以内の発行日のものとする。

(2) 提出先

〒421-0293

静岡県焼津市上小杉1602

航空自衛隊静浜基地 基地業務群業務隊厚生班 宛

4 事前説明会

応募する業者については、事前説明会への参加を必須とする。事前説明会の細部については、以下のとおり。

(1) 遵守事項の細部説明

(2) 出店場所の現場確認

※日時については別途連絡する。(令和6年7月中旬を予定)

5 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

(1) 提出書類が募集期間内に提出されなかった場合

(2) 書類の不足、提出書類に必要事項の記載がない等、提出書類に不備があった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 警察への照会により、役員及び従業員等が暴力団に関する該当者として指摘された場合

(5) 事前説明会に参加しなかった場合

(6) その他、不法行為が認められた場合

6 選考の方法

提出された申請書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者とする。ただし、応募多数となった場合、書類選考による審査の上、業者を決定する。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

7 選定結果の通知

(1) 選定結果通知時期

令和6年8月下旬

(2) 通知方法

当該業者に直接連絡する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省航空自衛隊静浜基地司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

航空自衛隊静浜基地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

業種名： _____

(記入例)

業種名： 物 品 販 売

※ 1 店舗につき、1 枚提出してください。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会 社 名 :

設置希望業種 :

1 主な販売予定商品・販売価格表（付紙様式第1）
2 営業日及び営業時間 (1) 平日 営業時間 : (2) 土日祝日 営 業 : 有 ・ 無 営業時間 :
3 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
4 衛生管理方法（200字以内）
5 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

6 静浜基地における営業方針（200字以内）

7 会社概要

（1）本社所在地・・・

（2）設立年月日・・・

（3）資本金・・・・・・・・

（4）社員数・・・・・・・・

（5）店舗数・・・・・・・・

（6）売上高・・・・・・・・

（7）その他・・・・・・・・

（※パンフレット等があれば提出すること）

8 その他のアピールポイント（200字以内）

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省航空自衛隊静浜基地司令 殿

「航空自衛隊静浜基地における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること、また、協定書の締結及び制服の販売に関する国の取り決めに遵守することを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

当社又は当団体は、売店等を経営するにあたり下記事項について誓約します。

また、暴力団排除に必要な場合には、別紙様式第6「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を静岡県警察本部（焼津警察署）に照会することについて同意します。

記

- 1 当社又は当団体の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取り扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (5) (1) から (4) に該当するもののほか役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - (6) 役員等が、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が (1) から (5) のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社又は当団体が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。
- 4 上記1～3に反する場合、又は役員等名簿を静岡県警察本部（焼津警察署）に照会し警察から得た情報で売店等への経営を取り消されても異議の申し立て、また、取り消しによって生じた損害の賠償請求も行いません。

静浜基地司令 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称
代表者の氏名

印

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

印

